

図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて
「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書

平成24年8月
これからの図書館の在り方検討協力者会議

【目次】

はじめに	1
I 基本的な考え方	2
1. 検討の経緯	2
2. 図書館の現状	3
3. これからの図書館に求められる「設置及び運営上望ましい基準」 の視点	3
II 「設置及び運営上望ましい基準」の具体的な内容	5
1. 図書館法改正を踏まえて新たに盛り込む内容	5
2. 「これからの図書館像（報告）」の提言及びこれまでの「図書館の 在り方検討協力者会議」等での議論を踏まえて盛り込むべき内容	7
3. その他留意すべき事項	13
おわりに ～東日本大震災について～	15
参考資料	16
目次	17
1. 図書館の現状	18
2. 目標基準例	27
3. 関係法令・告示等	29
4. 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」設置要綱及び委員名簿	68

図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」報告書

はじめに

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」（以下、「協力者会議」という。）は、平成18年3月に地域を支える情報拠点を目指した「これからの図書館像」において、各図書館が特に取り組むべき課題について、取組の視点や具体的な方策をとりまとめ、提言を行った。

その後、この提言を受け、図書館職員の養成・研修の在り方をテーマに検討を重ね、平成20年6月に「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」をとりまとめるとともに、司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目について、司書に必要な基礎的な知識・技術の内容の検討を行い、「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」をとりまとめた。

また、本協力者会議では、平成20年6月に図書館法が改正され、新たに図書館における評価の実施とそれに基づく運用の改善についての努力義務規定等が追加されたことや、平成13年7月告示の現行の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の対象に私立図書館が盛り込まれたことにより、望ましい基準の改正に向けた検討を開始した。

今回の検討に当たっては、現行基準告示以降に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）、「文字・活字文化振興法」（平成17年）の制定や、これからの図書館像の提言などにより、これからの図書館の果たすべき役割を図書館の利用者の立場から考え議論を行ってきた。

図書館は各地における「地域の知の拠点」として、国民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を果たす必要があり、さらには、図書館利用者の多様化するニーズに応じて、地域が抱える様々な課題解決の支援や、地域の実情に応じた情報提供サービスなど幅広い観点から社会貢献することが期待されている。

本報告書においては、図書館の設置及び運営上の望ましい基準に、図書館法の改正に伴う項目の追加だけではなく、これからの図書館像の提言を踏まえた項目や、今般の大きな課題である「危機管理」の項目を新設するなど、新しい時代に対応するこれからの図書館に求められる事項についても盛り込むことを提言している。

I. 基本的な考え方

1. 検討の経緯

図書館法（昭和25年法律第118号）に定める「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」については、昭和25年の同法の成立以来、長期にわたり定められていない状態が続いたが、平成13年7月18日に「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年告示第132号、以下「現行基準」という。）が告示された。

平成20年6月に図書館法が改正され、「設置及び運営上望ましい基準」の対象を私立図書館に拡大することや、図書館がその運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めること等が新たに盛り込まれた。

また、現行基準の告示後から現在まで、下記のように、図書館法以外にも図書館に関わりのある法律が制定されるとともに、「これからの図書館の在り方検討協力者会議」からの報告が発表されてきた。

- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）
- ・「文字・活字文化振興法」（平成17年）
- ・「これからの図書館の在り方検討協力者会議」からの報告
 - 「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（平成18年）
 - 「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」（平成20年）
 - 「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」（平成21年）

これらによって、図書館の在るべき姿が示され、関係制度の改革が行われるとともに、社会の変化に伴う新たな課題も示されている。

近年、少子高齢化、高度情報化、国際化などが急速に進む中で、社会構造の変化、地域の課題の増加や複雑化等に対応した図書館サービスの見直しが急務となっている。図書館は各地における「地域の知の拠点」として、国民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進する役割を果たす必要がある。

さらに近年は、人々の支え合いと活気のある社会づくりに向けて一人ひとりが「新しい公共」の担い手となることが求められる中で、地域が抱える様々な課題解決の支援や、地域の実情に応じた情報提供サービスなど幅広い観点から社会貢献することが期待されている。

本協力者会議は、これらのことを背景に、文部科学省生涯学習政策局長からの委嘱を受け、改正図書館法に基づく新たな「図書館の設置及び運営上望ましい基準」（以下、「新基準」という。）に盛り込むべき視点やその具体的な内容

について、関係者からの意見を聞きつつ検討を行い、以下のとおり報告をとりまとめた。

2. 図書館の現状

図書館数は、一貫して増加しており、平成20年度社会教育調査¹においては初めて3,000施設を突破した（平成20年度調査から、都道府県・市町村の首長部局所管の「図書館同種施設²」を含む。）。また、貸出冊数やレファレンスサービスの実施件数は増加傾向にある。

しかしながら、町村では公立図書館の設置率が低く、身近で図書館サービスを受けられない地域が依然多く残されている。また、厳しい財政状況が続く中、専任職員数は減少傾向にあり、資料費予算額も毎年減少傾向にある。

（図書館の現状の詳細については参考資料を参照）

3. これからの図書館に求められる「設置及び運営上望ましい基準」の視点

（1）社会の変化や新たな課題への対応

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成13年文部科学省告示第132号）施行後に制定された法令や、新設された制度、提言等に係る以下のような内容を盛り込み、社会の変化や新たな課題等に対応する。

- ・ 現行基準と「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（平成18年3月、これからの図書館の在り方検討協力者会議）の内容を盛り込み、読書支援や課題解決支援、新たな課題への対応等を含む形でまとめること。
- ・ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）及び、「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）等の目的の達成にも配慮しつつ、社会の変化や新たな課題に対応した図書館の運営の改善や向上のための環境整備を行うことを盛り込むこと。

（2）図書館法の改正への対応

平成20年の図書館法改正により盛り込まれた以下の内容を反映する。

- ① 「設置及び運営上望ましい基準」の対象が私立図書館に拡大されることに伴い、私立図書館に関する規定を新たに設ける。

平成20年の図書館法の改正において、新たに図書館法第7条の3（運営状況に関する評価等）の運営の状況を評価すること及びその結果に基づ

¹ 出典：社会教育調査報告書（文部科学省）

² 図書館同種施設：図書館法第29条に規定する施設。

いた運営を改善することが規定された。図書館運営において公益性が求められる私立図書館にも適用されることとなった。私立図書館の基準の規定については以下の点に留意することとする。

(留意すべき点)

- ・ 私立図書館は、当該図書館を設置する法人の目的と図書館設置の目的に基づき、必要な資料及び情報の収集等を行い、一般公衆の利用に供し、その教養等に資すること。
 - ・ 新基準は、私立図書館の設立の理念やその有する専門性に基づいた運営を行う上での概括的な望ましい基準(目標とすべきもの)であり、自律的な運営を妨げるものではない。(図書館法第26条に規定するノーサポート・ノーコントロールの原則を変更するものではない。)
- ② 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供に努めることについての規定が盛り込まれたことを踏まえ、必要な規定の整備を行う。
- ③ 社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議の趣旨(指定管理者制度の導入の問題点、ボランティアの参加促進、関係機関・団体との連携・協力、職員の資質向上など)を反映する。

(3) 情報化の進展への対応

- ① 図書館の情報化に関しては、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(平成12年法律第144号)に基づく「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月)や「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会報告」(平成22年6月)など、国の情報化政策に留意することとする。
- ② 知識基盤社会³の進展の中で、図書館は、地域の情報拠点として、知識や情報資源を蓄積、保存、提供するとともに、住民の情報リテラシー⁴の向上に資する上で重要な役割を担っていることを明確にする。
- ③ 情報化の進展に伴い、図書館資料は従来からの印刷媒体だけでなく、電磁的記録による電子媒体も含まれるようになり、より範囲が広がりつつある。さらに、インターネット上の各種ウェブサイトにおいて提供されるネ

³ 知識基盤社会：平成17年中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で示された言葉。

⁴ 情報リテラシー：中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(平成20年2月19日)等を踏まえ、「情報及び情報伝達手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な能力や態度」とする。

ットワーク情報資源も、図書館の業務やサービスにとってより重要なものとなっており、これらへの適切な対応が求められている。

(4) 都道府県及び市町村の役割の明確化

都道府県、市町村立図書館の各々の役割を以下のとおり明確にする。

- ・ 都道府県立図書館は、域内の市町村立図書館や図書館未設置市町村に対する支援等を行うとともに、住民（在勤・在学の者を含む。以下同じ）の直接利用に対応する体制も整備すること。
- ・ 市町村立図書館は、地域の実情に応じ、住民のために資料や情報の提供等直接的なサービスを行うこと。

(5) 新基準の構成

新基準の構成は、「総則」、「公立図書館」、「私立図書館」とする。「総則」には、公立図書館と私立図書館の設置と運営の基本を記し、「公立図書館」においては、市町村立図書館及び都道府県立図書館それぞれについて、教育委員会および図書館が実施すべき事項について規定する。

また、「私立図書館」については、図書館法の規定に基づき、図書館の設置及び運営上一般的に望ましいと考えられる原則についてのみ定め、自律的な運営を妨げないものとする。

Ⅱ. 「設置及び運営上望ましい基準」の具体的な内容

1. 図書館法改正を踏まえて新たに盛り込む内容

① 図書館における評価の実施やその結果に基づく運営の改善に関する包括的な努力義務規定（図書館法第7条の3関係）

- ・ 図書館における点検及び評価の更なる充実と、その評価結果に基づく、運営改善のための取組を一層促すため、各図書館は、図書館サービス等について目標を設定し、当該事業年度の事業計画の策定に努めること。
- ・ 評価を行う際には、利用者である地域住民の意向が適切に反映されるよう、図書館協議会を十分に活用することも考えられること。図書館協議会の委員については、地域の実情に応じ、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から多様な人材の参画を得るよう努めること。
- ・ 私立図書館においては、自ら点検及び評価を行うとともに、点検評価の結果に基づき運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるも

- のとする。
- ② 図書館の運営状況に関する地域住民への情報提供に関する努力義務規定（図書館法第7条4関係）
- ・ 地域住民への説明責任を果たすとともに、個人の要望や社会の要請に適切に応える運営を行うため、図書館の運営状況に関する住民との共通理解を図り、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力を図ることが重要であること。
 - ・ 私立図書館においては、運営状況に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- ③ 図書館資料に、電磁的記録も含まれることについての規定（図書館法第3条関係）
- ・ 「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定されること（「社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成20年6月11日付20文科生第167号文部科学事務次官通知））。
 - ・ これまでの図書館は、図書、記録、視聴覚資料等の提供が中心であったが、情報技術の進展により、デジタル写真・映像や、ハイビジョン映像等資料の記録媒体が多様化していることを反映する必要があること。
 - ・ また、ここでいう「図書館資料」には、インターネット等の利用により入手できる情報や、いわゆる商用データベースなどの図書館外部の情報は含まれないが、近年、これらの情報を利用するための図書館サービスの実施や、アクセス環境の提供がますます重要となっていること。
- ④ 図書館が図書館サービスを行う際に、家庭教育の向上に資することとなるよう留意することについての努力義務規定（図書館法第3条関係）
- ・ 子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であり、家庭教育においても、その推進が図られるよう、図書館サービスを行うことが重要であること。
- ⑤ 図書館が実施すべき事項として、学習成果を活用して行う活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励についての努力義務規定（図書館法第3条第8号関係）
- ・ 社会教育による学習の成果が社会において実際に活用され、人々が社会教育を通じた学習の意義を実感できるような環境の整備が重要であること。

- ・ 図書館における学習の成果を発揮する活動として、子どもへの読み聞かせや、書籍の保護・修復等のボランティア活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励が重要であること。
- ⑥ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会が、司書及び司書補の資質向上のため、必要な研修を行うことについての努力規定（図書館法第7条関係）
 - ・ 近年、図書館には、多様化・高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応することが求められていることから、図書館法施行規則の一部を改正する省令（平成21年文部科学省令第21号）により、大学における司書養成科目の単位の増加など司書の資格の見直しが行われた。資格取得後においても司書及び司書補の専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るため、研修を行うことが重要であること。
- ⑦ 図書館法改正時の国会での附帯決議の内容を踏まえた規定
 - ・ 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加にこたえていくため、公立図書館における人材確保及びその在り方について、「指定管理者制度の導入の問題点」についても十分配慮し、検討する必要があること。
 - ・ 地域における教育力の向上のため、学校・家庭・地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用等を図る必要があること。

2. 「これからの図書館像（報告）」の提言及びこれまでの「図書館の在り方検討協力者会議」等での議論を踏まえて盛り込むべき内容（公立図書館）

（1）これからの図書館サービスに求められる新たな視点

① 図書館活動の意義の理解促進に関すること

情報化の進展の中、地域社会の情報格差を埋めるための図書館の役割は大きい。

図書館サービスを、地域の課題に対応した施策と結びつけて実施することも考えられる。地域の課題解決に向けて、行政における各部局との施策の連携を検討するにあたり、教育行政の独自性という側面も維持しつつ、図書館として求められる役割を果たしていくことが必要である。また、課題解決や調査研究に際して、図書館の利用により、多面的観点からの情報の入手が可能であることが、地域の人々に理解されるよう努めることが必要である。

② レファレンスサービスの充実と利用促進に関すること

レファレンスサービスを図書館において不可欠のサービスと位置づけ、担当職員の確保及び能力の向上を図ること、サービスの評価を行うこと、行政支援・学校教育支援・ビジネス支援等の各ニーズに的確に対応したサービス

を実施すること等が必要である。

レファレンスサービスの利用促進のため、図書館外への広報、図書館内での案内・表示に配慮が望まれる。また、レファレンスサービスの充実に関しては、ホームページを通じた利用案内、蔵書検索システム（OPAC⁵）の提供のほか、地域課題に関する参考資料や情報の提供等、積極的な情報発信に努めること。商業データベースやネットワーク情報資源の利用に努めることが重要である。

利用者が自主的に文献を調べたり調査を進めたりできるよう、パスファインダー⁶やリンク集の作成、講習会の開催など、条件整備等の支援に努めることも重要である。

③ 課題解決支援機能の充実に関すること

図書館が従来担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決に資するための、就業、子育て、教育、健康・医療、法律、地方公共団体の政策決定等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことが必要である。

このため、貸出、リクエストサービス、レファレンスサービスの充実や、地域の関係機関・団体との連携・協力が重要である。

④ 紙媒体と電子媒体の組合せによるハイブリッド図書館

7

の整備に関すること

図書館は、情報環境の整備を行い、印刷媒体とインターネット等による電子媒体を組み合わせる利用できるようにすることが重要である。

情報環境の整備については、様々な情報を自宅から入手可能となるよう、ホームページの充実や、インターネットを活用したレファレンスサービス、メールマガジンやTwitter等による情報発信も充実すべきである。

⑤ 多様な資料の提供

利用者及び住民の要望や地域の実情に留意しつつ図書館資料の収集に関

⁵OPAC：利用者が図書館の所蔵資料を検索するために用いるコンピュータ化された目録。オンライン閲覧目録。利用者が直接端末機からオンラインで図書館のコンピュータと接続し、蔵書データベースを検索できる。（Online Public Access Catalog の略）

⁶パスファインダー：文献探索・調査案内。利用者が文献を調べたり調査を進めたりできるようにするための手引き。

⁷ハイブリッド図書館：印刷媒体とインターネット等による電子媒体を組み合わせる利用できる図書館。

する方針を定め計画的に整備することが重要であり、その際には郷土資料、地方行政資料、雑誌記事、新聞記事及び活字資料以外の映像資料、音声資料等の多様な資料を整備する必要がある。さらには、これらの資料を電子化して保存し、広範囲に利用できるよう情報発信することも重要である。

⑥ 児童・青少年サービスの充実に関すること

子どもの読書離れを防ぎ、子どもの読書を盛んにするため、学校、家庭、地域との連携を図りつつ、児童サービスの充実が必要である。

図書館においても、家庭での読書の重要性について保護者に対する啓発活動を行うなどの視点が必要である。

青少年に対して行われるヤングアダルトサービスの普及や、読書会の開催、子どもの読書活動を推進する団体・グループやボランティアとの連携等が重要である。

⑦ 公立図書館と他の図書館や関係機関との連携・協力に関すること

都道府県立図書館は、図書館資料の横断検索システムの整備や資料搬送サービスの実施により、市町村立図書館等への支援や全域サービスを展開していく必要がある。

教育委員会、図書館及び関係機関による、大学図書館や専門図書館等との間のネットワーク形成等に関する検討や、コンソーシアム⁸の設置、協力協定などの取組が重要である。

多様な分野の行政部局と連携・協力した図書館サービスを行うことにより、図書館の機能を向上させるとともに、図書館の機能についての行政部局における理解を促進していくことが重要である。

⑧ 学校との連携・協力に関すること

図書館は、子どもの読書活動や学習活動を推進する上で、学校図書館の活用が進むよう、図書の長期的貸出しやレファレンスサービスの実施等による学校教育への支援を積極的に行う必要がある。

⑨ 法令の遵守に関すること

図書館では、利用者の求めに応じて迅速かつ適切に資料を提供することが重要であるが、その際、図書館職員は、職員や利用者による他者の権利侵害が発生しないよう、著作権法を始めとする各種の法令を遵守し、権利者に十分配慮しなければならない。

教育委員会及び図書館は、図書館職員の著作権制度を始めとする様々な制

⁸ コンソーシアム：資源の共有を目的とする複数の図書館からなる公的な連合組織。加盟館の間で協定を結び、相互利用、相互貸借、共同契約などさまざまな相互協力活動を行う。

度等に関する研修機会の確保及び利用者への著作権等の基本的知識の普及を図ることが必要である。

(2) これからの図書館経営に必要な視点

① 図書館の持つ資源の見直しと再配分に関すること

レファレンスサービス、課題解決・調査研究の援助等のサービス充実のため、図書館の経営方針や、資源配分の優先順位と比率の見直しを行うことが求められる。

情報化の進展に伴い、ネットワーク環境の整備だけでなく、それを十分に活用できるだけの人材を確保していくことも必要である。

都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図る必要がある。

② 図書館長の役割に関すること

今後図書館の運営の改善及び向上を図るため、図書館長の役割の重要性はますます高まる。

図書館長は、地方公共団体の首長・行政部局や議会に対する積極的な働きかけを行うとともに、図書館に対する社会の多様なニーズを把握し、図書館職員が社会のニーズや行政の施策と図書館サービスを結びつけることができるような配慮を行うべきである。

教育委員会は、図書館長がその業務を遂行できる勤務条件と権限を確保する必要がある。

③ 利用者の視点に立った経営方針の策定に関すること

図書館は、地域住民をはじめ社会・地域のニーズに基づき、適切な図書館サービスを提供するため、それぞれの図書館がめざす使命や目的を定め、公表する必要がある。

図書館の経営にあっては、社会や地域の実情、利用者のニーズの変化に応じ、さらに、利用者の視点に立った図書館サービスを行うよう、サービス内容の見直し等を行うことが求められる。

教育委員会は、地域住民が、身近な場所で図書館サービスを利用できるように、公民館図書室、各種図書室などの活用によって、生活圈毎に図書館サービスの拠点を整備するよう努めることが求められる。

④ 効率的・効果的な運営に関すること

図書館が、読書支援や課題解決支援、情報リテラシー教育の支援等に重要な役割を担うに当たり、専門的職員である司書の配置が必要である。

単なる人事交流ではなく、専門的職員も含め、一定期間自治体を越えて相

互に職員を出向させるなどの柔軟な人事配置や、複数の自治体による広域的な運営を行うことも考えられる。

図書館職員の資格・勤務経験等に応じた適切な業務への配置、機械化、他の図書館、行政部局、学校、各種団体・組織等との連携・協力等により、業務の効率化を図ることが必要である。

⑤ 図書館サービスの評価に関すること

図書館は、利用者である地域住民の意向が適切に反映されるよう、経営・サービス目標を明確化するとともに数値化が可能な指標についてはこれらに係る数値目標を設定し、その達成状況等に関し自ら点検及び評価を行いサービスの改善に努める必要がある。

その際、社会のニーズに応じた評価の在り方について検討するとともに、アウトカムを表す評価指標や、設置者・住民・図書館と連携協力する諸機関の三者の視点からの評価を行うことが求められる。

今後の課題として、第三者評価、第三者評価及び自己点検・評価のための評価基準の策定の必要性も挙げられる。

⑥ 継続的な予算の獲得に関すること

図書館において、継続的に質の高いサービスを提供するために必要な予算を確保するため、教育委員会は、図書館サービスが提供されることにより、地域住民の生活にどのような利便性の向上が生じるか、専門的職員がそれにどのような役割を果たすか、そのことによってどのように社会がより良く変化するか等について明確に示し、地域社会から評価を得る必要がある。

教育委員会は、質の高いサービスを継続的に提供するための図書資料を確保するため、地方交付税の基準財政需要額に図書等の資料購入費が積算されていることに留意し、地域の実情に応じたサービスに必要な資料収集のための予算の確保に努めることが求められる。

⑦ 広報に関すること

現状では、図書館サービスの意義については十分な社会の理解が得られておらず、広報活動を重視し、住民並びに地域の関係団体等に対し、図書館の多様な機能を紹介することが重要である。その際、広報対象を絞るとともに、各対象に応じて手法や内容を工夫することなどにより、効果を高めることが求められる。

ホームページによる広報や報道機関に対する積極的な働きかけにも努める必要がある。

⑧ 危機管理に関すること

図書館は誰もが利用する施設であり、人的災害や自然災害等の災害に対し、危機を回避し、被害を最小限にとどめるためには、徹底した予防策を講じる

必要がある。併せて、図書館の特性を考慮し、館内外で発生が想定されるあらゆる事態に対する危機管理マニュアルを作成し、危機発生時に誰がどう行動するかを明確にしておくことが必要である。

⑨ 図書館職員の資質向上と教育・研修に関すること

社会の変化に対応して図書館の運営の改善及び向上を図り、図書館が地域の情報拠点としての役割を果たすため、図書館職員自身も、その意識を持ち、自主的な学習活動を行うことが必要であり、その研修機会を十分に確保することが求められる。

教育委員会は、図書館長や司書等に対し、図書館経営について継続的に研修を受けられるように配慮することが求められる。

⑩ 市町村合併を踏まえた図書館経営に関すること

市町村合併により、図書館サービスの対象地域が拡大される一方で、同一市町におけるサービスの格差が生じることのないよう、教育委員会は、職員の配置や体制を検討し、全域サービスの実現とサービスの質的向上をめざすことが必要である。

⑪ 管理運営形態の考え方に関すること

指定管理者制度や業務委託を導入する図書館は、民間事業者を含めた法人その他の団体が有するノウハウを活用し、住民サービスの質の向上を図っていくことにより、施設の設置の目的が効果的に達成されるか否かに留意し、導入の可否を決定する必要がある。指定管理者制度を導入した場合に、委託先が定期的に交代する可能性があることから、このような図書館の増加に伴い、図書館職員の専門的な知識・技術をどのように継続的に蓄積していくかについて検討する必要がある。

図書館の管理運営形態を検討する際には、教育委員会は、具体的な評価基準を作成し、当該地域の実情に照らして、当該図書館の設置目的を最も効果的・効率的に達成するにはどのような管理運営形態が適しているかについて、専門的職員の確保や養成に十分留意しつつ検討した上で、判断する必要がある。

(3) 都道府県の役割

都道府県教育委員会には、都道府県の図書館政策の指針を設定するとともにその実現に向けて先導的な役割を果たすことや、図書館の新しいサービス、その評価方法の調査・研究に努めること、市町村立図書館への支援を行うとともに、図書館未設置の町村が多数存在することも踏まえ、当該町村に対し、町村立図書館の設置に対する支援を行うこと等が望まれる。

また、県内図書館職員を対象とする研修の実施及び参加の促進に努めるも

のとする。

3. その他留意すべき事項

(1) 数値基準

図書館サービスの向上をめざすため、別表の「目標基準例」を参考に各地方公共団体（教育委員会）で数値目標を設定し、その達成に努めることが望ましい。

都道府県が、サービスの地域格差を解消するため域内の図書館に共通する基準を策定し、その達成を支援することが望ましい。

(2) 国の役割

国は、新基準に対応した図書館サービスを促進するため、先進事例の収集・分析をもとに、情報提供を行うことによって、その成果の普及、図書館の在り方の提示等を行う必要がある。

社会の変化や図書館をめぐる環境の変化等に対応した図書館サービスを促進するためには、新基準についても定期的に見直しを行うことが必要である。

P I A A C⁹の調査結果の分析をもとに、国民の「成人力」と読書活動や図書館サービスの関連を解明し、必要に応じて図書館の在り方や関連施策等の提示を行うことも求められる。

また、国は、我が国の図書館の水準を向上させるという観点から図書館長や司書等を対象とした研修を行うことが求められる。

(3) 国立国会図書館の役割

国立国会図書館では、公立図書館をはじめとする国内の各種図書館とより密接な連携・協力を進めることを取組の一つとして掲げている。

国立国会図書館では、現在、図書館へのサービスとして、資料の貸出、複写、レファレンスサービスを提供するとともに、図書館職員を対象とした研修の実施、総合目録の作成・提供を行っている。

国立国会図書館の主導による国の知識情報資源のデジタル化事業と公立図書館等との連携により、地域情報のデジタル化及びその成果に国民がアクセスできる環境の整備が進むことが期待される。

⁹ P I A A C : 「国際成人力調査」(P I A C C = ピアック)。OECDが実施する、各国の成人が日常生活や職場で必要とされる技能を測定することを目的とした世界初の大規模な国際比較調査。16歳から65歳を対象として、「読解力」、「数的思考力」、「ITを活用した問題解決能力」及び調査対象者の学歴、職歴などについて調査する。平成23年度に国内調査を実施。

国立国会図書館の蔵書のデジタル化事業の成果については、関係者による検討を踏まえて、公立図書館や大学図書館等と連携してすべての国民がアクセスできる環境が整備されることが期待される。

(4) 読書

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、平成14年8月に策定された第一次計画に代わる、新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定された（平成20年3月）。

子どもの読書活動推進のため、図書館には、保護者を対象とする子ども向け図書の展示会等を開催し、読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等を行うなど、家庭教育の向上に資する学習機会の提供を行うことも期待される。

また、2010年を「国民読書年」とすることが国会で決議された（「国民読書年に関する決議」（平成20年6月採択））。本決議では、読書への国民の意識を高めるため、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることが宣言されている。

読書は、一人一人の人生を実り豊かなものにする上で不可欠なものである。とりわけ子どもたちにとっては、言葉を学び、その感性を磨き、感受性をはぐくむとともに創造力を培う上で欠くことできないものである。

地域における読書活動を推進する上で、図書館は重要な役割を担っており、読書推進のための取組を行うことが必要である。

おわりに ～東日本大震災について～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、図書館にも甚大な被害をもたらした。200を超える図書館で、施設や設備、図書館資料などが損傷を受け、中には津波のために施設が全壊・流出したり、残念ながら職員が亡くなられた図書館もあった。震災後には、東北地方はもちろん首都圏でも多数の図書館が休館を余儀なくされ、一部の図書館は避難所の役割も果たした。その後、徐々に復旧・再開の動きも見られるものの、被災地では未だ復興の目途すら立たない図書館もある。

他方、こうした困難な状況の中で、国による取組以外にも、全国各地の図書館関係者の間で支援の動きが直ちに広がり、これらの関係者によって、被災した図書館資料の修復、被災した図書館に代わっての圖書の貸出しなどの献身的な取組が今なお続けられている。

図書館は、それぞれの地域に関連する貴重な資料を有するとともに、利用者の求める資料や情報を提供する情報拠点である。こうした図書館の意義にかんがみ、貴重な資料を後世に伝えていくとともに、何より利用者と職員の生命を守る観点から、今回の震災の経験を踏まえて、災害等による図書館の被害を最小限に抑えるためのさらなる取組が求められる。

本報告書においては、各種の災害に備えた対策を講じること、危機管理マニュアルを作成しておくことなどを指摘し、「望ましい基準」に危機管理に関する規定を新たに設けることを提言している。今後、被災した全ての図書館が早期に復興することを心から願うとともに、本報告書を受けて新たに策定される「望ましい基準」を踏まえ、各図書館において災害等に対する備えが一層強化されることを期待したい。

参 考 资 料

目次

1. 図書館の現状	18
(1) 図書館数の推移	19
(2) 公立図書館の設置率の推移	19
(3) 職員数の推移	20
(4) 蔵書数の推移	21
(5) 資料費予算額の推移	22
(6) 図書館費の推移	22
(7) レファレンスサービス実施状況の推移	23
(8) 貸出冊数の推移	23
(9) 評価の実施状況	24
(10) 情報提供の方法	24
(11) 情報提供の内容	24
(12) 職員研修の実施（派遣）状況	24
(13) 児童向け図書館サービスの状況	25
①児童室を置く図書館数の推移	25
②蔵書に占める児童用図書数の割合	25
③図書の貸出冊数に占める児童用図書の割合	25
(14) 図書館における事業実施状況	25
(15) 情報化の状況	26
①コンピュータ導入状況	26
②オンライン化の状況	26
(16) 指定管理者制度の導入状況（平成20年10月1日現在）	26
2. 目標基準例	27
3. 関係法令・告示等	29
・図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）	30
・公立図書館の設置及び運営の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）	35
・著作権法（抄）（昭和45年5月6日法律第48号）	53
・著作権法施行令（抄）（昭和45年12月10日政令第335号）	57
・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日法律第154号）	60
・文字・活字文化振興法（平成17年7月29日法律第91号）	62
・社会教育法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議	65
4. 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」設置要綱及び委員名簿	68

1. 図書館の現状

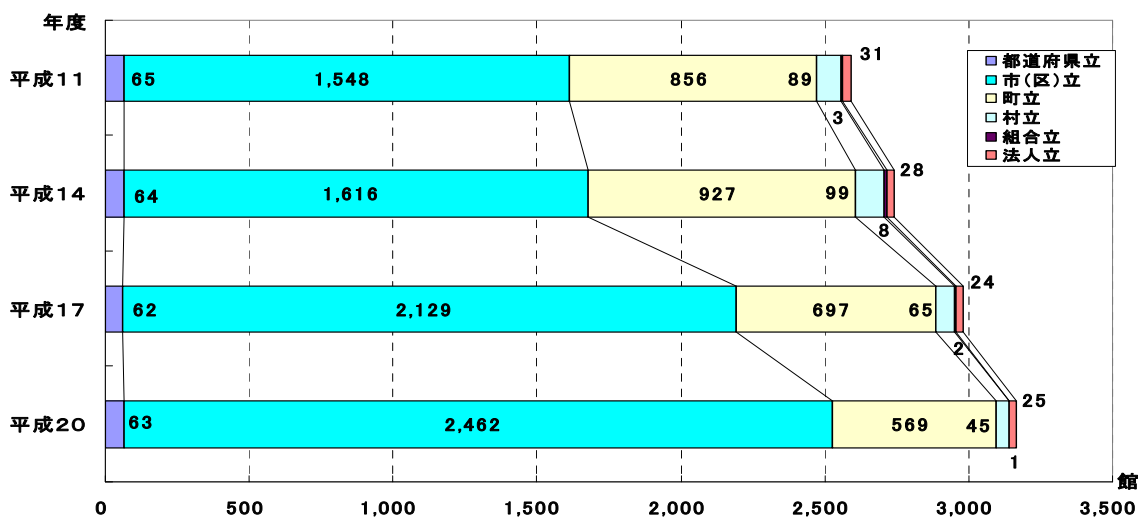
(1) 図書館数の推移

(館)

区分	計	都道府県立	市(区)立	町立	村立	組合立	法人立
平成11年	2,592	66	1,548	856	89	3	31
平成14年	2,742	64	1,616	927	99	8	28
平成17年	2,979	62	2,129	697	65	2	24
平成20年(※)	3,165	63	2,462	569	45	1	25

※平成20年度は、首長部局所管の図書館類似施設を含む

出典：社会教育調査



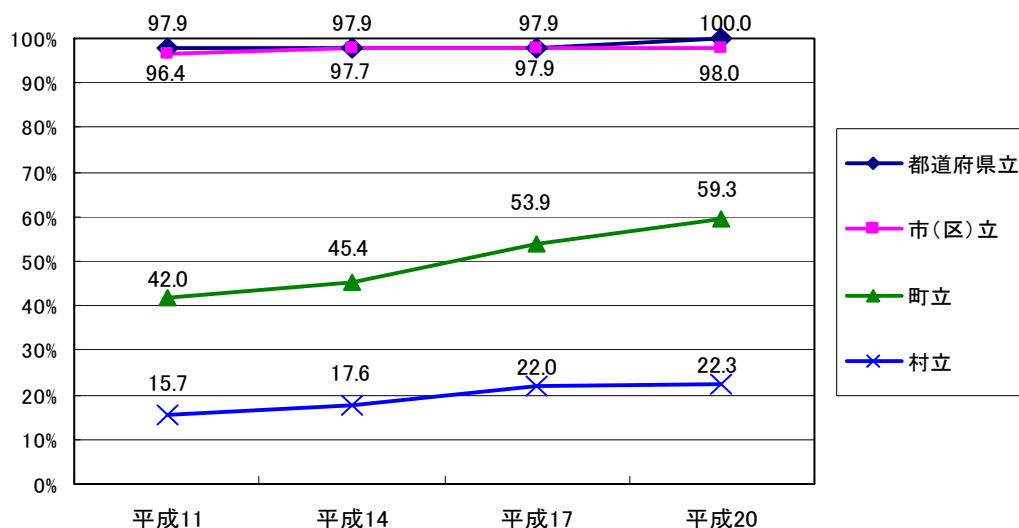
(2) 公立図書館の設置率の推移

(%)

区分	都道府県立	市(区)立	町立	村立
平成11年	97.9	96.4	42.0	15.7
平成14年	97.9	97.7	45.4	17.6
平成17年	97.9	97.9	53.9	22.0
平成20年(※)	100.0	98.0	59.3	22.3

※平成20年度は、首長部局所管の図書館類似施設を含む

出典：社会教育調査

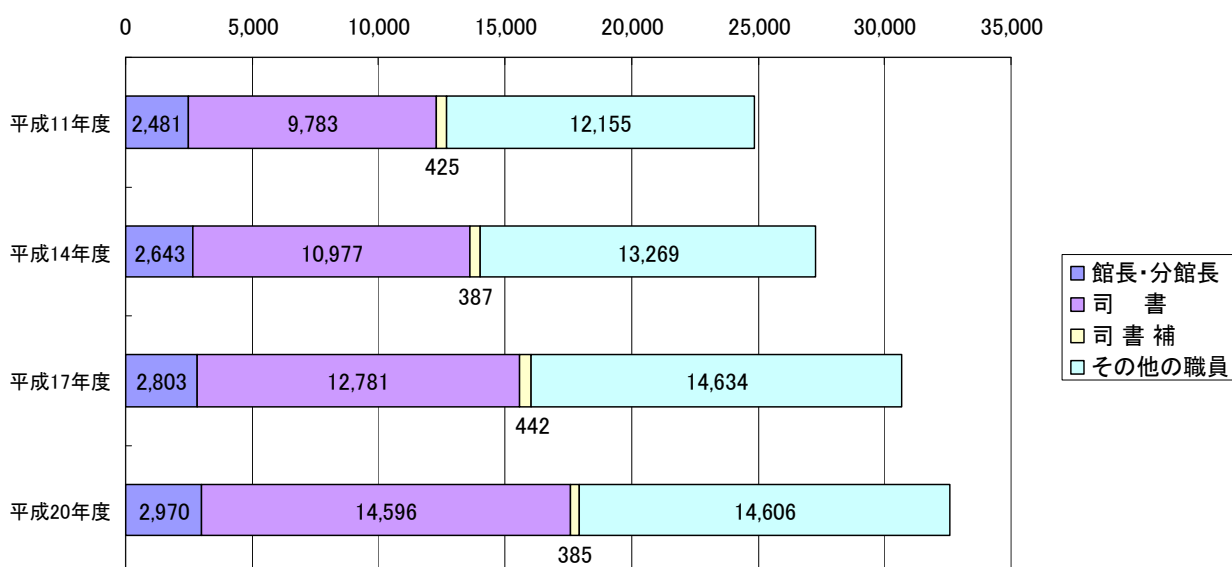


(3) 職員数の推移

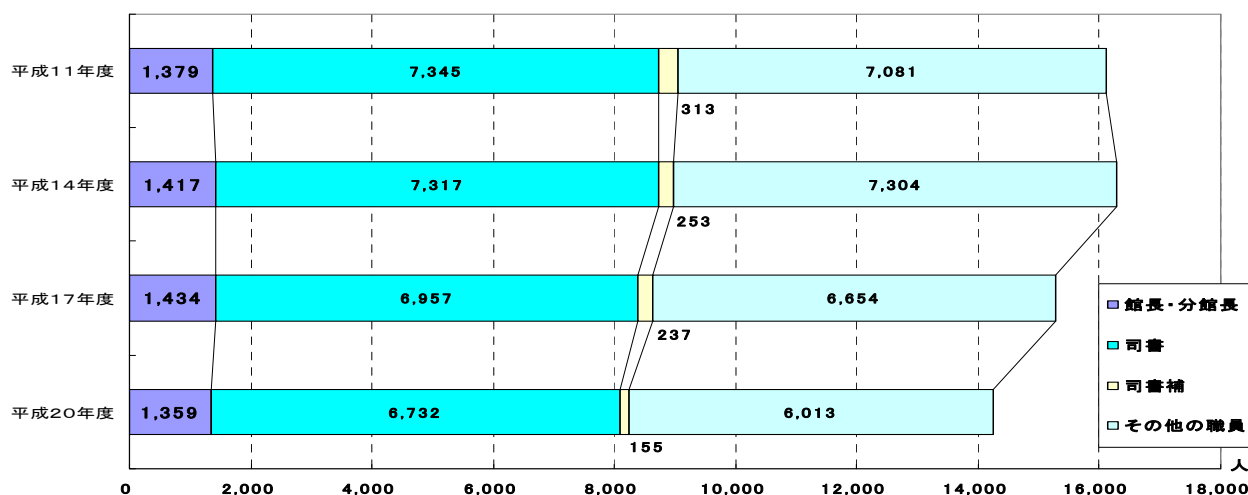
(人)

区分	平成11年度	平成14年度	平成17年度	平成20年度
館長・分館長	2,481	2,643	2,803	2,970
うち専任職員数(%)	1,379(55.6)	1,417(53.6)	1,434(51.2)	1,359(45.8)
司書 <1館当たり平均>	9,824 <3.8>	10,977 <4.0>	12,781 <4.3>	14,596 <4.6>
うち専任職員数(%)	7,345(75.1)	7,317(66.7)	6,957(54.4)	6,732(46.1)
<1館当たり平均>	<2.8>	<2.7>	<2.3>	<2.1>
司書補	425	387	442	385
うち専任職員数(%)	313(73.6)	253(65.4)	237(53.6)	155(40.3)
その他の職員	12,155	13,269	14,634	14,606
うち専任職員数(%)	7,081(58.3)	7,303(55.0)	6,654(45.5)	6,013(41.2)
合計 <1館当たり平均>	24,844 <9.6>	27,276 <9.9>	30,660 <10.3>	32,557 <10.3>
うち専任職員数(%)	16,118(64.9)	16,291(59.7)	15,282(49.8)	14,259
<1館当たり平均>	<6.2>	<5.9>	<5.1>	<4.5>

出典：社会教育調査



○図書館職員数の推移(専任職員数)



(4) 蔵書数の推移

(千冊)

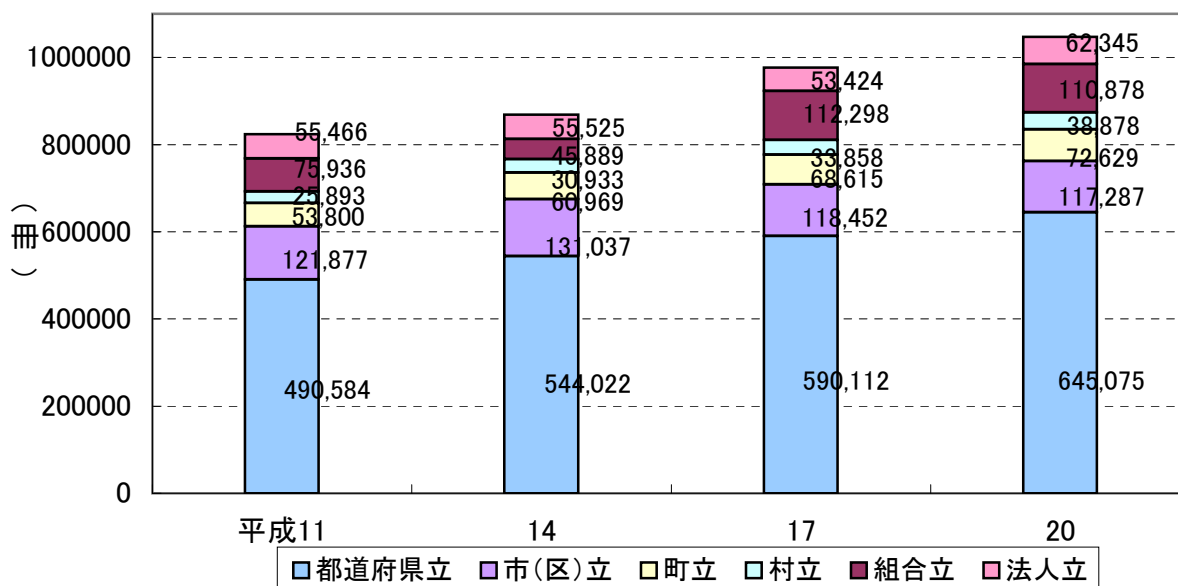
	計	都道府県	市(区)立	町立	村立	組合立	法人立
平成11年度	271,630	32,659	188,666	46,053	2,304	228	1,719
	—	(495)	(122)	(54)	(26)	(76)	(55)
	—	<710>	<282>	<55>	<26>	—	—
平成14年度	308,076	34,817	211,756	56,518	3,062	367	1,555
	—	(544)	(131)	(61)	(31)	(46)	(56)
	—	<757>	<311>	<63>	<31>	—	—
平成17年度	340,304	36,587	252,185	47,825	2,201	225	1,282
	—	(590)	(118)	(69)	(34)	(112)	(53)
	—	<795>	<333>	<75>	<34>	—	—
平成20年度	372,862	40,640	287,683	41,160	1,710	111	1,559
	—	(645)	(116)	(72)	(38)	(110)	(62)
	—	<865>	<364>	<86>	<40>	—	—

※()は1館当たりの蔵書数

出典: 社会教育調査

※< >は図書館を設置する1自治体当たりの蔵書数

○1館当たりの蔵書数(冊)

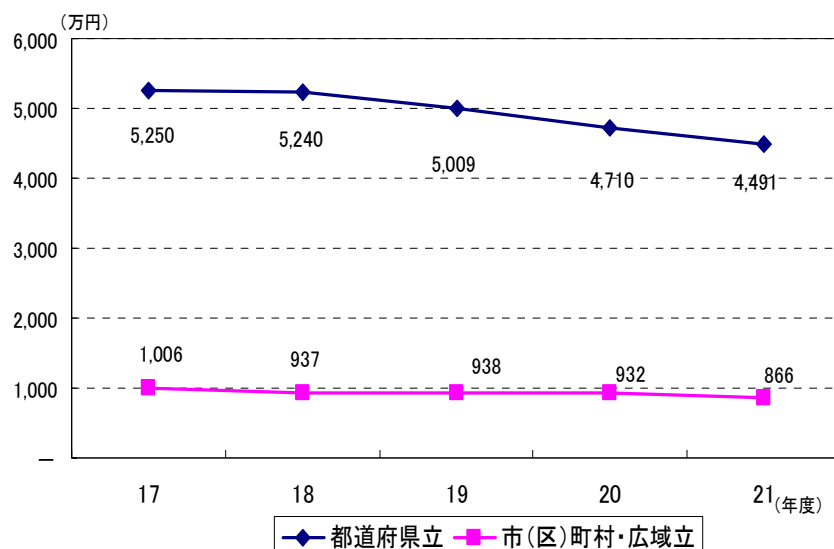


(5) 資料費予算額の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
都道府県立	325,487 (5,250)	324,877 (5,240)	310,567 (5,009)	291,992 (4,710)	278,427 (4,491)
市町村・広域立	2,885,681 (1,006)	2,810,599 (937)	2,841,084 (938)	2,834,931 (931)	2,667,521 (866)
計	3,211,168	3,135,476	3,151,651	3,126,923	2,945,948

※()は1館当たりの平均予算額

出典: 日本の図書館(社団法人日本図書館協会)

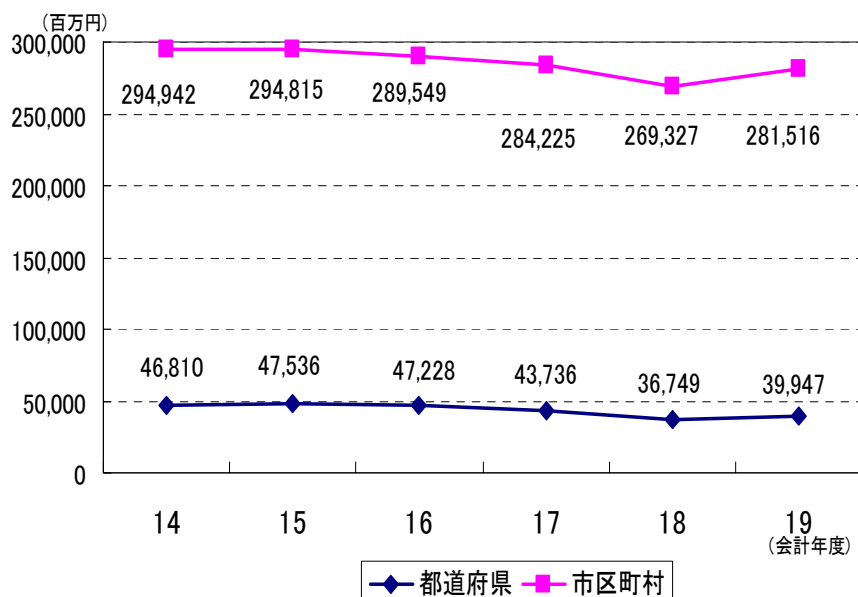


(6) 図書館費の推移

(百万円)

	14会計年度	15会計年度	16会計年度	17会計年度	18会計年度	19会計年度
都道府県	46,810	47,536	47,228	43,736	36,749	39,947
市区町村	294,942	294,815	289,549	284,225	269,327	281,516
全国	341,752	342,352	336,777	327,961	306,076	321,463

出典: 地方教育費調査



(7) レファレンスサービス実施状況の推移

(館・千件)

		計	都道府県	市(区)立	町立	村立	組合立	法人立
平成16年度間	実施館数	2,104	59	1,474	518	38	1	14
	実施件数	6,498	1,258	4,797	422	14	6	2
		—	(21.3)	(3.3)	(0.8)	(0.3)	(5.7)	(0.2)
平成19年度間	実施館数	2,386	62	1,847	435	26	—	16
	実施件数	7,098	1,542	5,214	313	25	—	4
		—	(24.9)	(2.8)	(0.7)	(1.0)	—	(0.3)

※()は、実施館1館当たりの実施件数

出典:社会教育調査

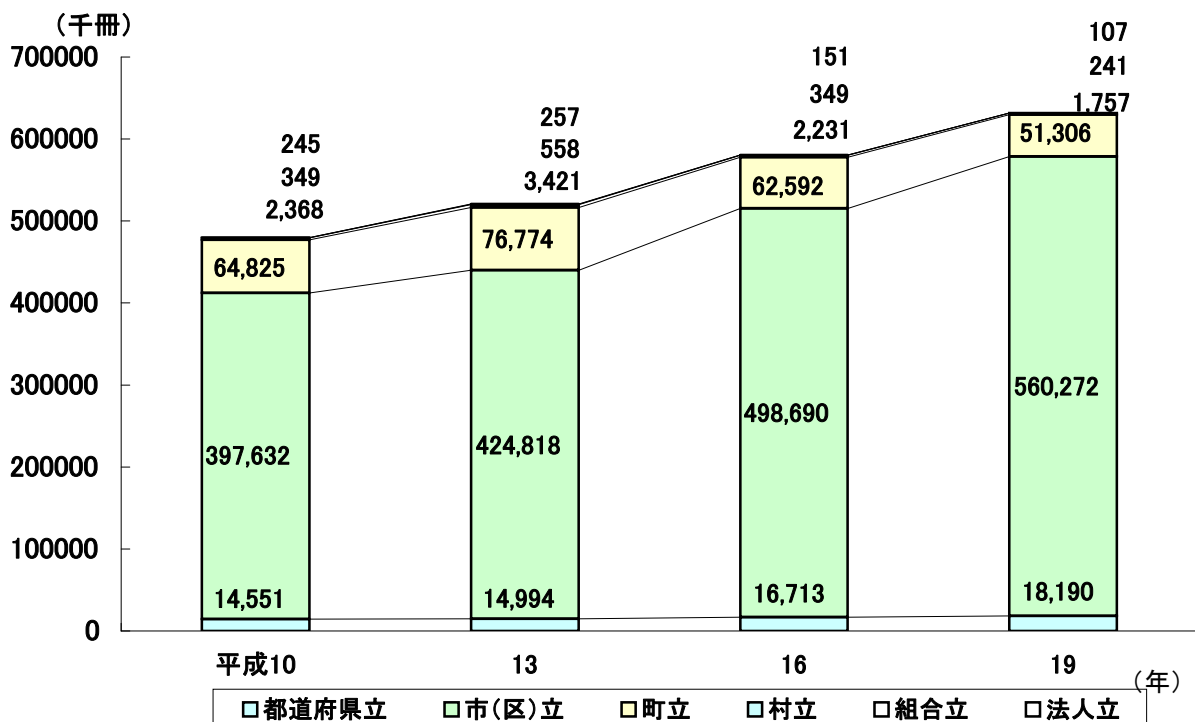
(8) 貸出冊数の推移

(千冊)

		計	都道府県	市(区)立	町立	村立	組合立	法人立
平成10年度間		404,161	15,003	397,632	64,825	2,368	349	245
		—	(246)	(263)	(78)	(28)	(116)	(10)
平成13年度間		520,822	14,994	424,818	76,774	3,421	558	257
		—	(242)	(267)	(85)	(36)	(93)	(10)
平成16年度間		580,726	16,713	498,690	62,592	2,231	349	151
		—	(283)	(241)	(92)	(35)	(175)	(8)
平成19年度間		631,873	18,190	560,272	51,306	1,757	241	107
		—	(289)	(228)	(90)	(39)	(241)	(4)

※()は、1館当たりの貸出冊数

出典:社会教育調査



(9) 評価の実施状況

設置主体別 (館)

	図書館独自の取組として評価を実施	行政評価などの一環として評価を実施	いずれの形式においても評価は行っていない	合計
都道府県	27 45.8%	12 20.3%	20 33.9%	59 100.0%
市区町村	346 20.2%	844 49.3%	523 30.5%	1,713 100.0%
旧民法34条法人	2 16.7%	—	10 83.3%	12 100.0%
その他	1 50.0%	—	1 50.0%	2 100.0%
計	376 21.1%	856 47.9%	554 31.0%	1,786 100.0%

出典：図書館の自己評価、外部評価及び運営の状況に関する情報提供の実態調査
(平成21年3月みずほ情報総研株式会社)

(10) 情報提供の方法 (平成19年度間)

(館)

	実施館数	情報システムネットワーク	うち館独自のホームページ有	公共広報誌	機関誌(パンフレット)等	マスメディア(放送・新聞等)	説明会・訪問	その他
図書館数	2,994	2,644	2,054	2,771	2,157	1,126	158	187
割合(%)	95.1	84.1	65.3	88.1	68.6	35.8	5.0	6.0

※割合(%)は、平成19年度開館数(3,145館)に対する割合である

出典：平成20年度社会教育調査

(11) 情報提供の内容

館数	館数	構成比(%)
概要	1,268	92.5
運営理念・方針等	626	45.7
事業計画、数値目標等	537	39.2
利用状況等に関する統計数値	1,032	75.3
経費縮減への取り組みや支出の状況等	128	9.3
利用者からの意見・苦情等の内容	291	21.2
利用者からの意見・苦情等への回答	342	24.9
個人情報保護への取り組み	73	5.3
危機管理への取り組み	38	2.8
自己評価・外部評価への取り組み	75	5.5
自己評価・外部評価の評価結果	112	8.2
地域や他図書館、学校等との連携の取り組み	517	37.7
その他	117	8.5
合計	1,371	100.0

出典：図書館の自己評価、外部評価及び運営の状況に関する情報提供の実態調査
(平成21年3月 みずほ情報総研株式会社)

(12) 職員研修の実施(派遣)状況(平成19年度間)

(館)

	実施図書館数	実施(派遣)先						
		自館	本館(分館のみ)	都道府県立図書館	市(区)町村	都道府県	国	その他
図書館数	2,714	831	657	2,020	919	381	202	529
割合(%)	86.3	26.4	20.9	64.2	29.2	12.1	6.4	16.8

※割合(%)は、平成19年度開館数(3,145館)に対する割合である

出典：平成20年度社会教育調査

(13) 児童向け図書館サービスの状況

① 児童室を置く図書館数の推移

(館)

	平成11年	平成14年	平成17年	平成20年
設置館数	1,572	1,751	1,870	1,938
設置率(%)	60.6	63.9	62.7	61.2

出典:社会教育調査

② 蔵書に占める児童用図書数の割合

(%)

平成11年	平成14年	平成17年	平成20年
24.6	24.4	24.5	24.7

出典:社会教育調査

③ 図書の貸出冊数に占める児童用図書の割合

(%)

平成10年度間	平成13年度間	平成16年度間	平成19年度間
25.2	24.0	23.3	21.2

出典:社会教育調査

(14) 図書館における事業実施状況(平成19年度間)

(館)

	実施館	読書会・研究会	観賞会・映写会	資料展示会
実施館数	2,403	1,835	1,275	1,337
割合(%)	76	58	41	43

※割合(%)は、平成19年度開館数(3,145館)に対する割合である

出典:平成20年度社会教育調査

(15) 情報化の状況

① コンピュータ導入状況(平成20年度)

(館)

	所有館数	利用者が利用できる館数	
			インターネット接続館数
都道府県立	63 100.0%	61 96.8%	57 90.5%
市区町村立	2,984 97.0%	2,774 90.2%	1,906 61.9%
法人立	18 72.0%	9 36.0%	4 16.0%

出典:社会教育調査

② オンライン化の状況(平成20年度)

(館)

	オンライン有館数	他の図書館とのオンライン化の状況	
都道府県立	43(68.3%)	県立	19 (30.2%)
		市区町村立	39 (61.9%)
		その他	20 (31.7%)
市区町村立	1,923(62.5%)	県立	1,331 (43.3%)
		市区町村立	1,396 (45.4%)
		その他	330 (10.7%)

出典:社会教育調査

(16) 指定管理者制度の導入状況(平成20年10月1日現在)

平成17年度

	全体	都道府県立	市(区)立	町立	村立	組合立
導入館数	54	0	43	10	1	0
割合(%)	1.8%	0.0%	2.0%	1.4%	1.5%	0.0%

出典:社会教育調査

平成20年度

	全体	都道府県立	市(区)立	町立	村立	組合立
導入館数	203	3	171	26	3	0
割合(%)	6.4%	4.8%	6.9%	4.6%	6.7%	0.0%

出典:社会教育調査

2. 目標基準例

目標基準例

この表は「日本の図書館2011」（日本図書館協会編）をもとに同協会が作成したものであり、数値は、全国の市町村のうち各人口段階で貸出密度（住民一人当たりの貸出資料数）上位10%の市町村の平均数値を算出したものである。ここで示した数値を参考にしながら、各図書館において各々が選定した「指標」に係る「数値目標」を定め、時系列比較や同規模自治体などとの比較検討によって自己評価に活用し、図書館運営の一層の発展に資することが望まれる。

なお、ここで示した数値を上回るサービスを展開している図書館にあたっては、さらに高い水準を目指して図書館サービスの充実を図ることが期待される。

「貸出密度上位の公立図書館整備状況2011」について（日本図書館協会事務局）

人口段階	～0.8万人	～1.0万人	～1.5万人	～2万人	～3万人	～4万人	～5万人	～6万人	～8万人	～10万人	～15万人	～20万人	～30万人	30万人～	特別区	政令指定都市
1 図書館設置市町村数	113	46	96	106	136	145	97	87	107	77	108	49	38	53	23	19
2 対象市町村数	12	5	10	11	14	15	10	9	11	8	11	5	4	6	3	2
3 人口	5,145.3	8,749.2	13,141.6	17,363.3	25,998.1	33,982.5	45,669.0	54,689.4	64,346.6	85,089.0	124,208.9	175,034.6	242,405.3	397,203.8	163,666.3	963,406.0
4 図書館数	1.0	1.0	1.3	1.2	1.4	1.6	1.7	2.3	3.1	3.0	4.6	6.2	8.8	5.5	7.7	17.5
5 図書館専有延床面積（㎡）	904.8	684.2	1,349.2	1,395.2	1,850.1	2,433.5	3,373.8	3,371.4	4,389.5	4,188.4	7,397.8	6,357.0	10,370.9	11,971.4	8,498.2	29,790.7
6 自動車図書館数（台）	1.0	1.0	1.0	0.0	0.3	0.6	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	0.5	1.0	1.8	-	1.0
7 専任職員数	0.9	3	1.6	1.5	2.6	4.7	4.5	7.6	10.1	10.5	20.2	33.2	33.3	44.3	30.7	126.0
8 うち司書	0.5	1.2	1.0	1.1	1.6	2.7	3.2	5.3	8.0	6.9	13.2	21.8	18.25	29.0	14.0	68.5
9 司書率	56.3	52.5	70.6	63.9	67.5	56.6	69.6	66.6	80.2	90.1	64.8	64.4	46.2	59.8	33.4	49.2
10 非常勤・臨時職員数	3.1	3.0	4.4	5.8	7.4	8.5	13.8	13.6	19.5	18.4	32.0	39.6	82.9	79.9	10.6	103.1
11 うち司書	0.9	2.0	2.1	3.1	5.2	5.7	11.5	8.0	11.6	10.1	18.2	12.3	44.6	51.0	3.7	64.0
12 委託・派遣職員数	1.5	0.0	1.9	1.5	1.6	2.7	1.5	1.4	2.7	8.5	3.9	4.9	15.8	8.3	120.9	82.5
13 うち司書	0.8	0.0	0.9	1.0	1.1	1.4	1.4	1.4	0.0	7.8	2.4	2.8	8.8	2.8	55.1	33.3
14 蔵書冊数	74,541.2	74,980.2	110,928.0	123,661.7	153,589.5	220,523.4	240,459.6	293,787.2	415,759.4	408,536.1	631,263.8	748,846.6	1,155,326.8	1,257,204.5	826,420.3	2,789,127.0
15 うち開架冊数	56,563.6	50,172.7	76,503.1	90,406.6	99,644.1	139,660.2	161,385.8	185,795.9	237,480.1	235,164.7	352,018.3	388,342.5	728,499.3	829,793.0	584,934.7	1,936,282.0
16 図書年間購入冊数	3,161.5	3,063.8	4,840.8	5,678.8	6,848.5	8,752.7	10,202.3	11,962.7	13,216.5	16,393.6	23,926.9	40,780.8	47,236.0	47,965.7	39,315.3	97,599.0
17 雑誌年間購入種数	70.6	53.8	92.4	143.8	131.2	176.2	201.2	232.7	261.8	319.0	381.4	608.4	878.5	930.0	851.7	2,201.5
18 新聞年間購入種数	7.4	6.8	9.3	10.4	10.5	14.1	17.1	19.1	24.5	33.8	36.5	57.0	79.0	67.8	85.7	233.0
19 登録者数	9,285.1	5,602.8	10,513.2	18,678.5	20,711.0	36,010.5	32,478.2	29,090.5	53,266.8	50,544.0	63,934.6	83,892.0	111,956.3	226,169.0	152,713.7	374,638.0
20 貸出点数	83,021.6	107,871.0	157,137.1	206,723.0	338,596.1	483,625.9	514,058.6	620,079.8	736,392.9	1,033,889.0	1,379,446.5	2,066,063.8	2,964,694.3	3,910,174.0	3,035,702.7	8,026,072.0
21 人口当貸出点数	16.8	12.5	12.0	12.0	13.0	14.2	11.2	11.4	11.5	12.2	11.0	11.8	12.1	9.8	18.2	8.0
22 予約件数	2,856.8	1,736.8	4,449.8	5,559.1	11,215.8	20,443.9	20,487.5	28,623.3	64,107.3	74,554.4	166,836.9	434,503.8	379,045.8	676,791.0	1,127,678.3	1,575,267.5
23 図書館費（経常費・千円）	19,647.4	15,588.6	29,347.5	25,829.1	45,910.6	58,269.1	60,689.6	62,764.1	99,155.1	130,387.3	173,939.5	305,272.2	452,488.8	438,354.3	556,751.7	890,275.0
24 資料費（臨時含む）（千円）	5,992.8	4,202.6	8,276.8	11,158.7	12,283.9	17,662.9	18,446.4	17,664.9	27,656.0	31,235.0	47,752.9	78,213.6	85,426.8	89,232.2	78,835.0	262,187.0
25 うち図書費	4,202.8	2,450.6	6,488.4	8,652.2	8,555.0	12,974.6	11,414.4	12,546.6	18,096.8	20,209.8	35,923.7	61,869.2	57,329.3	64,667.5	55,012.0	155,048.0
26 うち雑誌新聞費	986.4	834.2	1,237.1	1,812.0	1,445.4	2,426.5	2,449.1	3,016.0	3,592.5	4,537.9	8,224.8	11,379.6	12,740.7	11,348.3	14,285.3	46,618.0
27 うち視聴覚費	409.7	159.8	379.6	840.4	701.6	960.5	892.2	1,255.0	1,131.3	3,474.8	992.1	3,225.8	2,565.7	3,671.6	8,715.5	5,851.0
28 人口当資料費（円）	1,409.6	490.0	639.1	629.5	457.7	514.6	405.4	326.3	431.7	371.3	380.1	454.3	354.5	225.6	636.0	268.6

＜注記＞

* 各人口段階の貸出密度（住民一人当たりの貸出資料数）上位10%の市町村の平均数値。

* 数値は、『日本の図書館-統計と名簿-2011』による。

1【図書館設置市町村数】2011年4月現在の図書館設置市町村数。

2【対象市町村数】2010年度実績の貸出密度上位10%の市町村数。

3【人口】対象市町村の平均人口。2010年3月31日現在の住民基本台帳登録人口。

4【図書館数】対象市町村における平均図書館数。

5【延床面積】対象市町村の図書館延床面積合計の平均。

6【自動車図書館数】所有市町村の平均台数。

7【職員数】対象市町村図書館の正職員数の平均。

8【うち司書】正職員の司書有資格者数の平均。

10【非常勤・臨時職員数】対象市町村図書館の非常勤・臨時職員数の平均。年間実働時間1500時間を1人に換算。

15【うち開架冊数】対象市町村図書館の開架図書冊数の平均。

16【図書年間購入冊数】対象市町村図書館が2010年度購入した図書冊数の平均。

17【雑誌年間購入種数】対象市町村図書館が2010年度に購入した雑誌種数の平均。

18【新聞年間購入種数】対象市町村が2010年度に購入した新聞種数の平均。

19【登録者数】対象市町村図書館の2010年3月末日現在の貸出登録者数の平均。

20【貸出点数】対象市町村図書館の2010年度の実績の平均。

21【人口当貸出点数】対象市町村図書館の人口一人当たりの貸出点数（貸出密度）。

22【予約件数】対象市町村図書館の2010年度の実績の平均。

23【図書館費】対象市町村図書館の2011年度図書館費当初予算額（経常費）の平均。

24【資料費】対象市町村図書館の2011年度資料費予算額（臨時費含む）の平均

28【人口当資料費】対象市町村図書館の人口一人当たりの資料費。

3. 関係法令・告示等

図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

最終更新：平成二十年六月十一日法律第五十九号

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）
- 第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

- 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- 3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- 一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
 - 二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
三次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの
 - イ 司書補の職
 - ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの
 - ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。
- 一 司書の資格を有する者
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

- 2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第二章 公立図書館

(設置)

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第十一条 削除

第十二条 削除

(職員)

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条 削除

第十九条 削除

(図書館の補助)

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 削除

第二十二条 削除

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附則

(略)

公立図書館の設置及び運営の望ましい基準

(平成十三年七月十八日 文部科学省告示第百三十二号)

目次

1 総則

- (1) 趣旨
- (2) 設置
- (3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等
- (4) 資料及び情報の収集, 提供等
- (5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
- (6) 職員の資質・能力の向上等

2 市町村立図書館

- (1) 運営の基本
- (2) 資料の収集, 提供等
- (3) レファレンス・サービス等
- (4) 利用者に応じた図書館サービス
- (5) 多様な学習機会の提供
- (6) ボランティアの参加の促進
- (7) 広報及び情報公開
- (8) 職員
- (9) 開館日時等
- (10) 図書館協議会
- (11) 施設・設備

3 都道府県立図書館

- (1) 運営の基本
- (2) 市町村立図書館への援助
- (3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク
- (4) 図書館間の連絡調整等
- (5) 調査・研究開発
- (6) 資料の収集, 提供等
- (7) 職員
- (8) 施設・設備
- (9) 準用

1 総則

(1) 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 7 条の 2 に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。

- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第3条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(2) 設置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置（適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。）に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(4) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度

化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

- ① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。
- ③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。
- ⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実にも努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

- ① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。
- ② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- ③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に対応した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実、資料利用を可能にする機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する

者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。
- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。
- ④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。
- ⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。
- ⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(9) 開館日時等

住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。

(10) 図書館協議会

- ① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(11) 施設・設備

本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

3 都道府県立図書館

(1) 運営の基本

- ① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。
- ④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。

(2) 市町村立図書館への援助

市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。

- ア 資料の紹介、提供を行うこと。
- イ 情報サービスに関する援助を行うこと。
- ウ 図書館の資料を保存すること。
- エ 図書館運営の相談に応じること。
- オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。

(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク

都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。

(4) 図書館間の連絡調整等

- ① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。
- ② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力に努めるものとする。

(5) 調査・研究開発

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。

(6) 資料の収集、提供等

都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(2)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録，索引等の作成，編集及び配布

(7) 職員

都道府県立図書館は，3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか，3の(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。

(8) 施設・設備

都道府県立図書館は，3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか，次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。

ア 研修

イ 調査・研究開発

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

(9) 準用

市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は，都道府県立図書館に準用する。

新旧対照表（現行基準及び平成4年基準）

公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準 (平成13年7月18日 文部科学省告示第132号)	公立図書館の設置及び運営に関する基準 (平成4年5月21日報告)
目次 1 総則 (1) 趣旨 (2) 設置 (3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等 (4) 資料及び情報の収集，提供等 (5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力 (6) 職員の資質・能力の向上等 2 市町村立図書館 (1) 運営の基本 (2) 資料の収集，提供等 (3) レファレンス・サービス等 (4) 利用者に応じた図書館サービス (5) 多様な学習機会の提供 (6) ボランティアの参加の促進 (7) 広報及び情報公開 (8) 職員 (9) 開館日時等 (10) 図書館協議会 (11) 施設・設備	

- 3 都道府県立図書館
- (1) 運営の基本
- (2) 市町村立図書館への援助
- (3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク
- (4) 図書館間の連絡調整等
- (5) 調査・研究開発
- (6) 資料の収集、提供等
- (7) 職員
- (8) 施設・設備
- (9) 準用

1 総則

(1) 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 7 条の 2 に基づく公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、公立図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 公立図書館の設置者は、この基準に基づき、同法第 3 条に掲げる事項などの図書館サービスの実施に努めなければならない。

(2) 設置

- ① 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市（特別区を含む。以下同じ。）町村立図書館の設置及び運営に対する指導・助言等を計画的に行うものとする。
- ② 市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置

第 1 章 総則

1 趣旨

- (1) この基準は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する公立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び運営上の望ましい基準を定め、もって図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- (2) 図書館の設置者は、この基準に従い、同法第 3 条に規定する図書館サービスの水準の維持、向上を図るよう努めなければならない。
 なお、係数により示した水準については、現在、図書館の中には整備途上の館が存在することに配慮し当面達成すべき水準を示したものであり、これを達成した場合にあっても、更に水準の向上を図るよう努めなければならないものとする。

2 設置

- (1) 都道府県は、都道府県立図書館の整備に努め、住民に対し適切な図書館サービスを行うとともに、都道府県内の市区町村立図書館の設置及び運営に対する支援を行うものとする。
- (2) 市区町村（以下「市町村」という。）は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、図書館の設置に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館の設置、移動図書館の整備等に努めるものとする。

(適切な図書館サービスを確保できる場合には、地域の実情により、複数の市町村により共同で設置することを含む。)に努めるとともに、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、必要に応じ分館等の設置や移動図書館の活用により、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

- ③ 公立図書館の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

(3) 図書館サービスの計画的実施及び自己評価等

- ① 公立図書館は、そのサービスの水準の向上を図り、当該図書館の目的及び社会的使命を達成するため、そのサービスについて、各々適切な「指標」を選定するとともに、これらに係る「数値目標」を設定し、その達成に向けて計画的にこれを行うよう努めなければならない。
- ② 公立図書館は、各年度の図書館サービスの状況について、図書館協議会の協力を得つつ、前項の「数値目標」の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うとともに、その結果を住民に公表するよう努めなければならない。

(4) 資料及び情報の収集、提供等

- ① 資料及び情報の収集に当たっては、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分配慮するものとする。
- ② 資料及び情報の整理、保存及び提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- ③ 地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報を積極的に収集し、的確に提供するよう努めるものとする。
- ④ 都道府県立図書館と市町村立図書館は、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつ

3 資料・情報の収集・提供等

- (1) 図書館資料（以下「資料」という。）及び情報（第2章「3 情報サービス」にいう情報をいう。以下同じ。）の収集に当たっては、住民の学習活動等を適時、適切に援助するため、住民の多様な需要に十分配慮するものとする。
- (2) 資料及び情報の整理、保存および提供に当たっては、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めるものとする。
- (3) 都道府県立図書館と市町村立図書館との間においては、それぞれの図書館の役割や地域の特色を踏まえつつ、計画的に資料及び情報の

つ、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供について計画的に連携・協力を図るものとする。

(5) 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力
公立図書館は、資料及び情報の充実に努めるとともに、それぞれの状況に応じ、高度化・多様化する住民の要求に対応するため、資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、公立図書館相互の連携（複数の市町村による共同事業を含む。）のみならず、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館や公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携にも努めるものとする。

(6) 職員の資質・能力の向上等

① 教育委員会及び公立図書館は、館長、専門的職員、事務職員及び技術職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に配慮しつつ、継続的・計画的な研修事業の実施、内容の充実など職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の公立図書館の職員の資質・能力の向上を図るために、必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する公立図書館の職員をその研修に参加させるように努めるものとする。

③ 教育委員会は、公立図書館における専門的職員の配置の重要性に鑑み、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、その資質・能力の向上を図る観点から、計画的に他の公立図書館及び学校、社会教育施設、教育委員会事務局等との人事交流（複数の市町村及び都道府県の機関等との人事交流を含む。）に努めるものとする。

収集、整理、保存及び提供について連携協力を図るものとする。

4 他の図書館及びその他関係機関との連携・協力

市町村立図書館は、資料及び情報の収集、整理、保存及び提供の充実に努めるとともに、地域の状況に応じた特色ある図書館運営を推進しつつ、多様化、高度化する学習需要に対応するため、図書館等との間の資料や情報の相互利用等の協力活動の積極的な実施に努めるものとする。その際、都道府県立図書館と市町村立図書館との連携協力を基本として、市町村立図書館相互、学校図書館、大学図書館等の館種の異なる図書館、公民館、博物館等の社会教育施設、官公署、民間の調査研究施設等との連携に努めるものとする。

5 職員の資質向上等

(1) 教育委員会及び図書館は、司書及び司書補（以下「専門的職員」という。）並びに一般事務及び技術に従事する職員の資質・能力の向上を図るため、継続的かつ計画的な研修事業の実施及びその内容の充実に努めるとともに、職員の各種研修機会の拡充に努めるものとする。

(2) 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の専門的職員等の資質の向上を図るために必要な研修の機会を用意するものとし、市町村教育委員会は、当該市町村の所管に属する図書館の専門的職員等をその研修に参加させるように努めるものとする。

(3) 教育委員会は、専門的職員の採用及び処遇改善に努めるとともに、その専門性の活用や生涯学習を援助するために必要な広い知見を得させる等の観点から、計画的に他の図書館、学校、社会教育施設、教育委員会事務局などとの人事交流に努めるものとする。

2 市町村立図書館

(1) 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な援助を行う機関として、住民の需要を把握するよう努めるとともに、それに応じ地域の実情に即した運営に努めるものとする。

(2) 資料の収集、提供等

- ① 住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めるものとする。また、地域内の郷土資料及び行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- ② 多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- ③ 電子資料の作成、収集及び提供並びに外部情報の入手に関するサービス等に努めるものとする。
- ④ 本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データの統一的な整備や、インターネット等を活用した正確かつ迅速な検索システムの整備に努めるものとする。また、貸出の充実を図り、予約制度などにより住民の多様な資料要求に的確に応じるよう努めるものとする。
- ⑤ 資料の提供等に当たっては、複写機やコンピュータ等の情報・通信機器等の利用の拡大に伴い、職員や利用者による著作権等の侵害が発生しないよう、十分な注意を払うものとする。

(3) レファレンス・サービス等

他の図書館等と連携しつつ、電子メール等の通信手段の活用や外部情報の利用にも配慮しながら、住民の求める事項について、資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスの充実・高度化に努めるとともに、地域の

第2章 市町村立図書館

1 運営の基本

市町村立図書館は、住民のために資料や情報の提供等直接的な学習援助を行う機関として、地域の実情に即した運営に努めるものとする。特に、児童・青少年に対するサービスや様々な住民の利用に供しうるサービスの充実に努めるものとする。

2 貸出し

- (1) 公開書架室の整備、情報機器の導入等による貸出し手続きの簡素化、予約制度の採用等により、住民への貸出しを促進する体制の整備に努めるものとする。
- (2) 年間貸出冊数は、人口1人当たり4冊以上となるように努めるものとする。

3 情報サービス

他の図書館等と連携しつつ、住民の求める事項について資料及び情報の提供又は紹介などを行うレファレンス・サービスやレフェラル・サービス等の充実・高度化に努めるとともに、地域の状況に応じ、生涯学習情報その他

状況に応じ、学習機会に関する情報その他の情報の提供を行うレフェラル・サービスの充実に努めるものとする。

(4) 利用者に応じた図書館サービス

- ① 成人に対するサービスの充実に資するため、科学技術の進展や産業構造・労働市場の変化等に的確に対応し、就職、転職、職業能力開発、日常の仕事等のための資料及び情報の収集・提供に努めるものとする。
- ② 児童・青少年に対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、児童・青少年の読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施、情報通信機器の整備等による新たな図書館サービスの提供、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- ③ 高齢者に対するサービスの充実に資するため、高齢者に配慮した構造の施設の整備とともに、大活字本、拡大読書器などの資料や機器・機材の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ④ 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害のある利用者に配慮した構造の施設の整備とともに、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料の整備・充実に努めるものとする。また、関係機関・団体と連携を図りながら手話等による良好なコミュニケーションの確保に努めたり、図書館利用の際の介助、対面朗読、宅配サービス等きめ細かな図書館サービスの提供に努めるものとする。
- ⑤ 地域に在留する外国人等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス等に努めるものとする。

の情報の提供を行うよう努めるものとする。

4 児童・青少年，障害者，高齢者等へのサービス

- (1) 児童・青少年サービスの充実に資するため、児童室等必要なスペースの確保、児童・青少年用図書の収集、児童・青少年の読書指導、学校等の教育施設との連携の強化等に努めるものとする。
- (2) 障害者に対するサービスの充実に資するため、障害者用スロープ、車椅子用トイレなどの施設の整備、点字図書や録音図書、大活字本、拡大読書機等の資料や機器の整備、対面朗読、手話サービス、図書の郵送などの実施等に努めるものとする。
- (3) そのほか、高齢者等の多様な利用者、就業等の状況、国際化などに対応して、選書及びサービス上の配慮などに努めるものとする。

(5) 多様な学習機会の提供

- ① 住民の自主的・自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、又は他の社会教育施設、学校、民間の関係団体等と共催するなど、多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。
- ② 住民の情報活用能力の向上を支援するため、講座等学習機会の提供に努めるものとする。

(6) ボランティアの参加の促進

国際化、情報化等社会の変化へ対応し、児童・青少年、高齢者、障害者等多様な利用者に対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進するよう努めるものとする。そのため、希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めるものとする。なお、その活動の内容については、ボランティアの自発性を尊重しつつ、あらかじめ明確に定めておくことが望ましい。

(7) 広報及び情報公開

住民の図書館に対する理解と関心を高め新たな利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信など、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(8) 職員

- ① 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、図書館機能を十分発揮させられるよう不断に努めるものとする。
- ② 館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- ③ 専門的職員は、資料の収集、整理、保存、提供及び情報サービスその他の専門的業務に従事

5 学習機会の提供

- (1) 住民の自主的、自発的な学習活動を援助するため、読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催又は他の社会教育施設、大学、民間の関係団体等と共催するなど多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の場の提供、設備や資料の提供などによりその奨励に努めるものとする。

- (2) 地域の人々や各種の専門領域に関し知識を有する者をボランティアとして受け入れるため、ボランティア希望者の把握、養成研修の実施、活動する場の積極的な提供などの諸条件の整備に努めるものとする。

6 広報

住民の図書館に対する理解と関心を高めるため、広報紙等を定期的に刊行するなど、積極的かつ計画的な広報活動に努めるものとする。

7 職員

- (1) 館長は、図書館の管理運営に必要な知識・経験を有し、図書館の役割及び任務を自覚して、不断に図書館機能を十分発揮できるよう努めるものとする。
館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。
- (2) 市町村立図書館（分館を含む。）は、図書館サービスの対象となる地域内の人口に応じて、

<p>し、図書館サービスの充実・向上を図るとともに、資料等の提供及び紹介等の住民の高度で多様な要求に適切に応えるよう努めるものとする。</p> <p>④ 図書館には、専門的なサービスを実施するに足る必要な数の専門的職員を確保するものとする。</p> <p>⑤ 専門的職員のほか、必要な数の事務職員又は技術職員を置くものとする。</p> <p>⑥ 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。</p>	<p>少なくとも図書館法第 19 条の規定に基づく図書館法施行規則に定める人数以上の専門的職員を確保するものとする。</p> <p>(3) 専門的職員は、資料の収集、整理、保存及び提供、情報サービスその他の専門的業務に従事し、図書館サービスの充実・向上に努めるものとする。</p> <p>(4) 専門的職員のほか、必要な数の一般事務又は技術に従事する職員を置くものとする。</p> <p>(5) 専門的分野に係る図書館サービスの向上を図るため、適宜外部の専門的知識・技術を有する者の活用に努めるものとする。</p>
<p>(9) 開館日時等</p> <p>住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定にあたっては、地域の状況や住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館については、適切な周期による運行などに努めるものとする。</p>	<p>8 開館日時等</p> <p>住民の利用を促進するため、地域の状況や住民の生活時間等に考慮して、図書館の開館日・開館時間の弾力化、適切な周期による移動図書館の運行、利用し易い場所へのブックポストの配置などに努めるものとする。</p>
<p>(10) 図書館協議会</p> <p>① 図書館協議会を設置し、地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。</p> <p>② 図書館協議会の委員には、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。</p>	<p>9 図書館協議会</p> <p>地域の状況を踏まえ、利用者の声を十分反映した図書館の運営ができるよう図書館協議会の設置に努めるものとする。</p>
<p>(11) 施設・設備</p> <p>本基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、開架・閲覧、収蔵、レファレンス・サービス、集会・展示、情報機器・視聴覚機器、事務管理などに必要な施設・設備を確保するよう努めるとともに、利用者に応じて、児童・青少年、高齢者及び障害者等に対するサービスに必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>10 施設・設備の規模、内容</p> <p>(1) 市町村立図書館の本館及び分館の施設の規模は、当該市町村内の人口分布や地理的な条件等を勘案して決めるものとする。</p> <p>(2) 図書館には、次に掲げる機能を達成するために必要な施設及び設備を備えるものとする。</p> <p>① 資料の閲覧（視聴覚資料の利用を含む。）及び貸出</p> <p>② 資料及び情報の提供又は紹介についての相談</p> <p>③ 資料の保存</p>

- ④ 資料の整理, 作成及び複写
 - ⑤ 情報の収集, 処理, 蓄積及び提供
 - ⑥ 集会, 展示その他の学習機会の提供
 - ⑦ 利用者の休憩・安全
 - ⑧ 児童・青少年の利用
 - ⑨ 障害者の利用
 - ⑩ 図書館の利用を容易にする案内
 - ⑪ 移動図書館等の図書館サービス
 - ⑫ 管理事務
- (3) 資料や情報の量の増大を考慮し, 保存スペースの確保に努めるとともに, 電子的な蓄積方法についての検討にも努めるものとする。
- (4) 図書館の建設及び改築に関しては, 各種の視聴覚機器・情報処理・通信機器等への対応や, 落ち着いた雰囲気の中で利用しやすく快適であるような施設内外の環境の整備, 生涯学習の拠点として有機的活用を図ることができる設計上の工夫などに努めるものとする。

11 資料等

- (1) 住民の要望に応えるため, 図書の発行状況等を踏まえ, 他の図書館との連携協力にも考慮して, 図書館の機能が十分発揮できる種類及び量の図書の整備に努めるとともに, 地域内の郷土資料及び行政資料, 新聞の全国紙及び主要な地方紙等多様な資料の整備に努めるものとする。
- (2) 音声・映像などの多様な種類・内容の視聴覚資料の収集に努めるものとする。
- (3) 本館, 分館, 移動図書館等の資料及び情報を正確かつ迅速に検索できるデータベースの整備に努めるものとする。
- (4) 市町村立図書館の開架冊数の総数は, 市町村の人口に応じて次に掲げる冊数以上とするよう努めるものとする。

人口1万人未満の場合 15,000冊

人口1万人以上3万人未満の場合

15,000冊に1万人を越える人口1人につき1.5の割合で累加した冊数

人口3万人以上10万人未満の場合

<p>3 都道府県立図書館</p> <p>(1) 運営の基本</p> <p>① 都道府県立図書館は、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。</p> <p>② 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>③ 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。</p> <p>④ 都道府県立図書館は、図書館以外の社会教育施設や学校等とも連携しながら、広域的な観点に立って住民の学習活動を支援する機能の充実に努めるものとする。</p> <p>(2) 市町村立図書館への援助</p> <p>市町村立図書館の求めに応じて、次の援助に努めるものとする。</p> <p>ア 資料の紹介、提供を行うこと。</p> <p>イ 情報サービスに関する援助を行うこと。</p> <p>ウ 図書館の資料を保存すること。</p> <p>エ 図書館運営の相談に応じること。</p> <p>オ 図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。</p>	<p>45,000 冊に 3 万人を越える人口 1 人につき 1.0 の割合で累加した冊数</p> <p>人口 10 万人以上 60 万人未満の場合</p> <p>115,000 冊に 10 万人を越える人口 1 人につき 0.7 の割合で累加した冊数</p> <p>人口 60 万人以上の場合</p> <p>465,000 冊に 60 万人を越える人口 1 人につき 0.5 の割合で累加した冊数</p> <p>(5) 市町村立図書館は、毎年、開架冊数の 5 分の 1 以上の冊数を収集するよう努めるものとする。</p> <p>第 3 章 都道府県立図書館</p> <p>1 運営の基本</p> <p>(1) 都道府県立図書館は、都道府県内の学習需要を広域的かつ総合的に把握して資料及び情報を収集、整理、保存及び提供する立場から、市町村立図書館に対する援助に努めるとともに、都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。</p> <p>(2) 都道府県立図書館は、住民の直接的利用に対応する体制も整備するものとする。</p> <p>2 市町村立図書館への援助</p> <p>市町村立図書館の求めに応じて、市町村立図書館に対し次の援助に努めるものとする。</p> <p>一 資料の紹介、提供又は斡旋を行うこと。</p> <p>二 情報サービスに関し援助すること。</p> <p>三 当該図書館の資料を保存すること。</p> <p>四 図書館運営の相談に応じること。</p> <p>五 市町村立図書館の職員の研修に関し援助を行うこと。</p>
---	--

<p>(3) 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク</p> <p>都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、情報の円滑な流通に努めるとともに、資料の搬送の確保にも努めるものとする。</p>	<p>3 都道府県立図書館と市町村立図書館とのネットワーク</p> <p>都道府県立図書館は、都道府県内の図書館の状況に応じ、コンピュータ等の情報・通信機器や電子メディア等を利用して、市町村立図書館との間に情報ネットワークを構築し、当該ネットワークを利用した情報及び資料の円滑な流通の確保に努めるものとする。</p>
<p>(4) 図書館間の連絡調整等</p> <p>① 都道府県内の図書館の相互協力の促進や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。</p> <p>② 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携・協力を努めるものとする。</p>	<p>4 図書館間の連絡調整</p> <p>(1) 都道府県内の図書館の相互協力や振興等に資するため、都道府県内の図書館で構成する協会等を活用して、図書館間の連絡調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 都道府県内の図書館サービスの充実のため、学校図書館、大学図書館、専門図書館、他の都道府県立図書館、国立国会図書館等との連携協力を努めるものとする。</p>
<p>(5) 調査・研究開発</p> <p>都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する住民の需要や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。</p>	<p>5 調査・研究開発</p> <p>都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うため、調査・研究開発に努めるものとする。特に、図書館に対する地域住民の要望や図書館運営にかかわる地域の諸条件の調査・分析・把握、各種情報機器の導入を含めた検索機能の強化や効率的な資料の提供など住民の利用促進の方法等の調査・研究開発に努めるものとする。</p>
<p>(6) 資料の収集、提供等</p> <p>都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(2)に定める資料の収集、提供等のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。</p> <p>ア 市町村立図書館等の要求に十分応えられる資料の整備</p> <p>イ 高度化・多様化する図書館サービスに資するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布</p>	<p>7 資料等</p> <p>(1) 我が国における出版物をはじめ、次に掲げるような資料の収集に努め、市町村立図書館等及び住民の要望に十分応えられる資料の整備に努めるものとする。</p> <p>① 国及び地方公共団体の機関の発行する刊行物</p> <p>② 科学技術に関する最新の資料</p> <p>③ 障害者に対するサービスのための資料</p> <p>④ 国際化に対応するサービスのための資料</p> <p>⑤ 地誌その他当該都道府県内の地域に関連</p>

<p>(7) 職員 都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(8)に定める職員のほか、3の(2)から(6)までに掲げる機能に必要な職員を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(8) 施設・設備 都道府県立図書館は、3の(9)により準用する2の(11)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備を備えるものとする。</p> <p>ア 研修 イ 調査・研究開発 ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等</p> <p>(9) 準用 市町村立図書館に係る2の(2)から(11)までの基準は、都道府県立図書館に準用する。</p>	<p>の深い資料</p> <p>⑥ 専門雑誌及び外国雑誌 ⑦ 新聞の全国紙及び地方紙 ⑧ 多様な視聴覚資料</p> <p>(2) 都道府県立図書館は、多様化・高度化する図書館サービスに資するため、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録、索引等の作成、編集及び配布に努めるものとする。</p> <p>6 施設・設備 第2章 10 に定めた施設・設備のほか、都道府県立図書館には次に掲げる機能を達成するために必要な施設・設備を備えるものとする。</p> <p>(1) 研修の機能 (2) 調査研究の機能 (3) 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等のための保存センター的機能</p> <p>8 図書館未設置市町村への支援 (1) 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村に対し、図書館が設置されるまでの間、当該市町村の要望や取組み努力に対応し、移動図書館又は貸出文庫によるサービス、公民館図書室への資料の一括貸出、都道府県立図書館と公民館図書室との連携・協力等に努めるものとする。 (2) 都道府県立図書館は、図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置に関し助言を行うものとする。</p> <p>9 準用 第2章 2(1), 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10(3)及び(4)の規定は、都道府県立図書館に準用する。</p>
---	---

著作権法（抄）（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）

最終改正：平成二四年六月二七日法律第四三号

第二章 著作者の権利

第三節 権利の内容

第三款 著作権に含まれる権利の種類

（複製権）

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

（上演権及び演奏権）

第二十二条 著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する。

（上映権）

第二十二条の二 著作者は、その著作物を公に上映する権利を専有する。

（口述権）

第二十四条 著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する。

（頒布権）

第二十六条 著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。
2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。

（譲渡権）

第二十六条の二 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。以下この条において同じ。）をその原作品又は複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。以下この条において同じ。）の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 前項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物

二 第六十七条第一項若しくは第六十九条の規定による裁定又は万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条

- 第一項の規定による許可を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
- 三 第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物
- 四 前項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物
- 五 国外において、前項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された著作物の原作品又は複製物

(貸与権)

第二十六条の三 著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

第五款 著作権の制限

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合
 - 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
 - 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（以下この条において「絶版等資料」という。）の複製物を提供する場合
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（送信可能化を含む。同項において同じ。）に用いるため、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。
- 3 国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等において公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の

複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。この場合において、当該図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、自動公衆送信される当該著作物の一部分の複製物を作成し、当該複製物を一人につき一部提供することができる。

(視覚障害者等のための複製等)

第三十七条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

- 2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。）を行うことができる。
- 3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

- 4 公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。
- 5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第二号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該

映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第二十六条に規定する権利を有する者（第二十八条の規定により第二十六条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

著作権法施行令（抄）（昭和四十五年十二月十日政令第三百三十五号）

最終改正：平成二四年二月三日政令第二六号

第一章の二 著作物等の複製等が認められる施設等

（図書館資料の複製が認められる図書館等）

第一条の三 法第三十一条第一項（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

- 一 図書館法第二条第一項の図書館
 - 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設
 - 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館
 - 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの
 - 五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人（次条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。）が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のもののうち、文化庁長官が指定するもの
- 2 文化庁長官は、前項第六号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（視覚障害者等のための複製等が認められる者）

第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）
 - イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の障害児入所施設及び児童発達支援センター
 - ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設
 - ハ 国立国会図書館

ニ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項 の視聴覚障害者情報提供施設

ホ 図書館法第二条第一項 の図書館（司書等が置かれているものに限る。）

へ 学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）第二条 の学校図書館

ト 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三 の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

チ 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項 に規定する障害者支援施設及び同条第一項 に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項 に規定する生活介護、同条第十三項 に規定する自立訓練、同条第十四項 に規定する就労移行支援又は同条第十五項 に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人（法第二条第六項 に規定する法人をいう。以下同じ。）のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

（聴覚障害者等のための複製等が認められる者）

第二条の二 法第三十七条の二（法第八十六条第一項 及び第百二条第一項 において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一 法第三十七条の二第一号（法第八十六条第一項 において準用する場合を含む。）
に掲げる利用 次に掲げる者

イ 身体障害者福祉法第五条第一項 の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。）

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 法第三十七条の二第二号（法第八十六条第一項 及び第百二条第一項 において準用する場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者（同号 の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限る。）

イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（（2）に掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、（3）に掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）

（1） 大学等の図書館及びこれに類する施設

（2） 身体障害者福祉法第五条第一項 の視聴覚障害者情報提供施設

（3） 図書館法第二条第一項 の図書館（司書等が置かれているものに限る。）

(4) 学校図書館法第二条の学校図書館

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第一号ロ又は第二号ロの指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(映画の著作物の複製物の貸与が認められる施設)

第二条の三 法第三十八条第五項の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 国又は地方公共団体が設置する視聴覚教育施設

二 図書館法第二条第一項の図書館

三 前二号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人等が設置する施設で、映画フィルムその他の視聴覚資料を収集し、整理し、保存して公衆の利用に供する業務を行うもののうち、文化庁長官が指定するもの

2 文化庁長官は、前項第三号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法（平成十七年七月二十九日法律第九十一号）

（目的）

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

（基本理念）

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係機関等との連携強化）

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

社会教育法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議

(1) 社会教育法の一部を改正する法律案に対する付帯決議

(平成二十年五月二十三日 衆議院文部科学委員会)

一 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に对应していくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮し、検討すること。

また、その際、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を行うことができるよう様々な支援に努めること。

二 生涯学習・社会教育に係る個人の学習成果が、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動として生かされるよう、各個人の学習活動と地域社会の教育活動との循環につながるような具体的な取組について支援に努めること。

また、その際、自発的意思で行われる学習に対して行政の介入とならないよう留意すること。

三 公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国がガイドラインを示す等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。

四 生涯学習の振興、社会教育の推進に当たっては、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供を行うとともに、様々な生涯学習・社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための改善等を図ること。

五 地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進すること。

なお、その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分配慮すること。

六 社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。

また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保など、有資格

者の活用方策について検討を進めること。

- 七 社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用・活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分に認識するような環境整備を図ること。

(2) 社会教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成二十年六月三日 参議院文教科学委員会)

- 一 生涯学習の振興、社会教育の推進に当たっては、国民のニーズに応じた学習機会の提供と学習活動の支援に努めるとともに、各地域における学習ニーズの継続的な把握、多様な取組に係る情報の収集と提供など、国民の自発的、主体的な学習が担保されるよう配意すること。
- 二 国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に応じていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと。
また、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を行うことができるよう様々な支援に努めること。
- 三 生涯学習・社会教育に係る個人の学習成果が、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動として生かされるよう、各個人の学習活動と地域社会の教育活動との循環につながるような具体的な取組について支援に努めること。
- 四 公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国が関係団体による評価指標作成等に対して支援する等、適切な措置を講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。
その際、公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会等を通じて、地域住民等の意見が反映されるよう十分配慮すること。
- 五 博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。

六 地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進すること。

その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分配慮すること。

七 社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。

また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保、労働環境の整備、研修機会の提供など、有資格者の活用方策について検討を進めること。

八 社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用・活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分に認識するような環境整備を図ること。

4. 「これからの図書館の在り方検討協力者会議」設置要綱及び委員名簿

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」設置要綱

平成24年6月25日
生涯学習政策局長決定

1 趣旨

図書館は、人々の生涯学習の場として、学習活動の振興と文化の発展のために幅広い活動を通して、社会の発展に大きく寄与してきたところである。人々の学習目的や学習要求がますます多様化・高度化していること、及び時代の進展・変化に伴う新たな社会の要請に対応して、今後より一層積極的な役割を果たすことが求められている。

このため、今日の図書館の現状や課題を把握・分析し、生涯学習社会における図書館の在り方について調査・検討を行う「これからの図書館の在り方検討協力者会議」を設ける。

2 調査研究事項

- (1) 図書館の現状と課題等について
- (2) これからの図書館に求められる機能について
 - ア) 高度化・多様化する地域住民の要求への対応
 - イ) 社会の変化に伴う新たな要請への対応
 - ウ) 社会教育施設として備えるべき機能
- (3) 社会の変化に対応した図書館の在り方について
- (4) 図書館に必要とされる司書の在り方について
- (5) その他

3 実施方法

別紙の者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行うものとする。
なお、必要に応じ、本協力者会議以外の者の協力を得ることができるものとする。

4 実施期間

平成24年6月25日から平成25年3月31日までとする。

5 その他

この協力者会議の庶務は、生涯学習政策局社会教育課において処理する。

「これからの図書館の在り方検討協力者会議」委員

赤堀侃司	白鷗大学教育学部教授
糸賀雅児	慶應義塾大学文学部教授
井上玲子	元我孫子市教育委員会生涯学習部次長兼図書館長
大谷康晴	日本女子大学文学部准教授
荻原幸子	専修大学文学部教授
小西和夫	元大阪市立中央図書館副館長
志保田務	桃山学院大学名誉教授
鈴木良雄	元神奈川県立図書館調査部長兼視聴覚部長
常世田良	元社団法人日本図書館協会事務局次長
平野英俊	日本大学文理学部教授
薬袋秀樹	筑波大学図書館情報メディア系教授